



一般社団法人フォレストーズフォーラム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フォレストーズフォーラムと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的等)

第3条 当法人は、林業に関わる人々の活動の支援を通じ林業の価値を高め、林業に関わる人々の社会的地位の向上を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 林業における人材育成のための教育・研修
- (2) 林業の労働安全及び就労環境の向上のための助言・指導
- (3) 林業を営む経営者等に対する相談・支援
- (4) 林業に関する調査研究・普及啓発・表彰・政策提言
- (5) 国内外の林業関係者・関係団体との連絡・交流及び連携
- (6) 林業の社会的認知の向上のための普及啓発
- (7) 森林の経営に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し運営に参画する個人又は団体
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人の事業に功労のあった者又は林業の実務経験者若しくは学識経験者で理事会において承認された個人

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員およびその他の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。



(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会日の1か月以上前に当法人に対して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本定款第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (4) 本定款の規定により除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 当法人の解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項



(10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、当該社員総会の日の 2 週間前までに、各社員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

(代理)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。



(社員総会規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員

(役員の設置等)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2 名以内を副会長とすることができる。

3 代表理事以外の理事のうち 4 名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事のうち 1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 26 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

5 会長および業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。



(解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 44 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 33 条 当法人に、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 34 条 名誉会長及び顧問は、理事の諮問に応え、理事に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項



- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 一般法人法第 38 条第 1 項の社員総会の招集の決定に関する事項
 - (6) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - (7) 本定款第 32 条第 1 項の責任の一部免除
- (種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、当該理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、その通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ること無く理事会を開催することができる。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 44 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 45 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第 46 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 47 条 拠出された基金は、前条の基金取扱規程に定める日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 48 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 49 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 50 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。



- 3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認（第2号及び第5号の書類を除く。）を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 第1項の書類のほか、監査報告を定時社員総会の日の2週間前の日から主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第53条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第54条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

（委員会）

第56条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。



第10章 事務局

(設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第59条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第60条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第61条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 飯塚 雄紀、今井 保隆、中尾 友一、兵庫 泉、宮本 卓明

設立時監事 荒川 美作保、落合 大樹

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第62条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 神奈川県平塚市中里36番78号

氏名 荒川 美作保

設立時社員 住所 静岡県田方郡函南町柏谷723番地の8

氏名 飯塚 雄紀

設立時社員 住所 静岡県浜松市中央区葵東二丁目15番28-1204号

ナイスステージ葵東

氏名 今井 保隆

設立時社員 住所 静岡県島田市元島田247番地の1

氏名 落合 大樹

設立時社員 住所 静岡県静岡市清水区山切733番地の1

氏名 片平 有信

設立時社員 住所 静岡県駿東郡長泉町中土狩410番地の4 アンジュ101号

氏名 鈴木 礼

設立時社員 住所 静岡県賀茂郡松崎町道部380番地の1

氏名 高橋 幸村

設立時社員 住所 滋賀県大津市長等二丁目8番40-502号

氏名 中尾 友一



設立時社員	住所	静岡県掛川市掛川373番地の1
	氏名	中山 高志
設立時社員	住所	静岡県島田市若松町2733番地の1
	氏名	兵庫 泉
設立時社員	住所	静岡県静岡市葵区坂本168番地
	氏名	宮本 卓明

(法令の準拠)

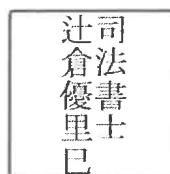
第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人フォレストーズフォーラムを設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士辻倉優里巳は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和7年3月24日

設立時社員 荒川 美作保、飯塚 雄紀、今井 保隆、落合 大樹、片平 有信、鈴木 礼、
高橋 幸村、中尾 友一、中山 高志、兵庫 泉、宮本 卓明

上記設立時社員の定款作成代理人
滋賀県大津市唐崎三丁目3番16号
司法書士 辻 倉 優 里 巳
(登録番号 滋賀第324号)





同一の情報の提供

提供の日付： 2025年3月27日

公証人： 08100012 伊藤 秀道



所属法務局： 静岡地方法務局

公証役場： 浜松公証人合同役場

浜松市中央区元城町219番地の21

請求対象の登簿管理番号： 25-0810001202001374

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2025年3月27日

請求対象の処理公証人： 08100012 伊藤秀道

所属法務局： 静岡地方法務局

公証役場： 浜松公証人合同役場

浜松市中央区元城町219番地の21

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。